

■報告第15号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成27年6月10日に請負契約締結議案の議決を受けた「平成27年度 26 災第102－69号 若井笠ノ川池災害復旧工事（土木工事）」に係る工事請負契約について、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る11月13日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成27年度 26 災 第102－69号 若井笠ノ川池災害復旧工事（土木工事）
工 事 場 所	四万十町 若井 地内
契 約 金 額	84,285,360円 (内消費税及び地方消費税 6,243,360円)
変更契約金額	85,465,800円 (内消費税及び地方消費税 6,330,800円)
増 減 額	1,180,440円 (内消費税及び地方消費税 87,440円)
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町琴平町15番16号 有限会社 三浦建設 代表取締役 三浦 新平

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額
仮設道路工	池内で施工する仮設道路（L＝105m）の地盤改良において、当初計画では固化材の添加量を80kg/m ³ と想定し設計していたが、施工に際しセメント安定処理配合試験を実施した結果、所定の強度を得るためには、固化材の添加量を150kg/m ³ に増やす必要が生じたことにより、設計内容を変更する。	1,180,440 円

【根拠法令】

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項（抜粋）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1～2 省略

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 省略